

○宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急対処事態対策本部条例

平成十八年三月二十九日

条例第八号

改正 平成二二年三月三〇日条例第一号

平成二九年一二月二五日条例第二五号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の任務)

第二条 宇部市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、宇部市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を掌理する。

2 宇部市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 宇部市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 対策本部の会議は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部長が招集し、その議長となる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置き、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第六条 対策本部の庶務は、防災危機管理監において処理する。

(平二二条例一・平二九条例二五・一部改正)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第八条 第二条から前条までの規定は、宇部市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、「宇部市国民保護対策本部」とあるのは「宇部市緊急対処事態対策本部」と、「宇部市国民保護対策本部長」とあるのは「宇部市緊急対処事態対策本部長」と、「宇部市国民保護対策副本部長」とあるのは「宇部市緊急対処事態対策副本部長」と、「宇部市国民保護対策本部員」とあるのは「宇部市緊急対処事態対策本部員」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第一号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十五日条例第二十五号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。